

○物品調達契約に係る条件付き一般競争入札の実施（秋田県畜産試験場）

物品調達契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年3月12日

秋田県畜産試験場長 小棚木 栄作

1 入札に付する事項等

(1) 入札に付する事項

家畜飼料供給単価契約（牛及び鶏用、1キログラム当たりの単価） 11件

(2) 購入物品の種類及び契約期間中における購入予定数量

① 搾乳牛用	84,000キログラム
② 若令牛育成用	13,000キログラム
③ 繁殖牛用	17,000キログラム
④ 肥育牛前期用	4,000キログラム
⑤ 肥育牛後期用	14,000キログラム
⑥ 成鶏用	170,000キログラム
⑦ 成鶏用（雄和種鶏場分）	9,000キログラム
⑧ 幼すう用	7,000キログラム
⑨ 中すう用	21,000キログラム
⑩ 大すう用	42,000キログラム
⑪ 肉用鶏肥育後期用	13,000キログラム

なお、③、④、⑤、⑪については銘柄指定とする。

(3) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(5) 納入場所

- ① 秋田県畜産試験場
- ② 秋田県畜産試験場 雄和種鶏場（上記（2）⑦の成鶏用のみ）  
所在地：秋田市雄和相川字源八沢34-1

(6) 入札の中止等

入札の執行前に当該事業にかかる令和8年度当初予算の議決を得られないときには、入札を中止又は延期する。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
- ③ 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条第2項の規定に基づく届出を完了していること。
- ⑥ 入札参加資格確認申請書を提出し、本入札への参加資格を有していること。

(2) (1) ②の資格のない者

上記（1）②の資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、令和8年3月19日（木）までにその登録を完了すること。

郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県出納局総務事務センター（電話 018-860-2740）

### 3 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書、入札参加資格確認申請書及びその他様式等については、令和8年3月12日（木）から令和8年3月26日（木）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

### 4 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 上記2（1）⑤の届出を完了していることがわかる書面の写し
- ③ 納品しようとする飼料の成分がわかる書類の写し

#### (2) 提出期間

令和8年3月12日（木）から令和8年3月19日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。

#### (3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

#### (4) 提出場所

郵便番号 019-1701 大仙市神宮寺字海草沼谷地 13 番地 3  
秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム（電話番号 0187-72-2511）

#### (5) 提出部数 1部

(6) 提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和8年3月23日（月）までに申請者に対して書面により別途通知する。

### 5 入札執行の日時及び場所

令和8年3月26日（木）午前10時  
大仙市神宮寺字海草沼谷地 13 番地 3 秋田県畜産試験場 管理棟 2 階 研修室

### 6 郵送による入札書の受領期限

令和8年3月26日（木）午前9時50分までに上記4（4）の場所に必着のこと。

### 7 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

### 8 入札執行回数等

- (1) 1件ごとの入札の執行回数は、原則として3回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

### 9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

### 10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効  
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 問い合わせ先  
上記4（4）に同じ
- (5) その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書による。